

【件名】

一時帰国時の新型コロナウイルス・ワクチン接種事業（AZ製ワクチンの接種）

【ポイント】

●アストラゼネカ（AZ）製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、現在実施中の海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、8月25日から、条件を満たす希望者の方に対し、AZ製ワクチンの接種が開始されます。

【本文】

1 本事業の対象者のうち、以下（1）又は（2）の条件を満たし、接種を受ける時点で満18歳以上の方は、成田空港及び羽田空港において、AZ製ワクチンの接種が可能となります。

（1）既に居住地でAZ製のワクチンを1回接種している方で、何らかの事情により居住地で2回目の接種を受けることに懸念等を有する方

※本事業で2回目接種のみ受けることとなります。接種会場にて、既にAZ製のワクチンの1回目接種を終えており、必要な接種間隔を満たしていることを示す書類の提示が必須となります。

※厚生労働省によれば、「Covishield」（AZ製ワクチンの製法に則りインドでライセンス生産されているワクチン）を1回接種した方が、2回目の接種として本事業を活用してAZ製ワクチンの接種をすることは可能とのことです。ただし、通常の接種の場合と同様に、予診の結果、ワクチンの接種が認められないことがあるとのことです。

（2）ポリエチレングリコールに対するアレルギー等により、mRNAワクチン（ファイザー製のワクチン）を接種出来ない方であって、何らかの事情により居住地で接種を受けることに懸念等がある方

※基本的に、本事業で1回目・2回目の双方の接種を受けることとなります。本事業で1回目接種のみ受けることはできません。

2 本事業でAZ製ワクチンの接種を希望する方は、8月18日（水）正午（日本時間）以降、以下の特設サイトを通じて事前に接種予約をする必要があります。なお、AZ製のワクチンの接種は原則として毎週水曜日に行われます。

<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>

3 その他詳細は以下の外務省海外安全ホームページを御覧ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

（お問合せ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス：

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関することなど jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>